４－４　上場株式等の譲渡所得等の課税状況

（単位　千円）

	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源　泉　徴　収　税　額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	**241,035,279**	**16,683,772**

調査対象等 ： 平成16年２月から平成17年１月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

４－５　給与所得、退職所得の課税状況

	人　員	支　払　金　額	源　泉　徴　収　税　額
	人	千円	千円
給与所得　俸給、給料、賞与等	10,929,192	37,355,568,424	1,567,554,317
給与所得　日雇労務者の賃金	…	512,552,434	6,387,300
計	…	**37,868,120,858**	**1,573,941,617**
退職所得	324,998	3,497,105,751	79,432,834
※ **合計**	…	**41,365,226,609**	**1,653,374,451**
災害減免法により徴収猶予したもの	2	－	－
※ **15年分**	…	**41,440,619,890**	**1,577,130,009**
※ **14 〃**	…	**47,076,179,674**	**1,639,976,278**
※ **13 〃**	…	**43,297,352,897**	**1,726,935,820**
※ **12 〃**	…	**44,040,393,288**	**1,748,878,223**

調査対象等 ： 給与等の支払者から平成17年４月30日までに提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成16年２月から平成17年１月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明 ： １　**法定資料**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年１月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

２　**徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。